

## 静岡文化芸術大学教授会規則

### (趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学学則第12条第3項の規定に基づき、教授会の組織、所掌事項及び運営に関し必要な事項を定める。

### (教授会の設置)

第2条 学部に教授会を置く。

### (組織)

第3条 教授会は、それぞれの学部の教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。

### (所管事項)

第4条 教授会は、学校教育法第93条第2項各号に基づいて、次の事項について、学長が決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) その他学長が別に定める事項

2 教授会は、学校教育法第93条第3項に基づいて、学長が別に定める事項について、審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会は、次の事項について審議し、意見を述べることができる。

- (1) 学部諸規程の制定改廃に関する事項
- (2) 学科間の調整に関する事項
- (3) 上記以外の学部の教育研究に関する事項
- (4) その他学長から意見を求められた事項

会は、次の事項について審議

### (会議)

第5条 教授会は、原則として毎月1回開催する。

2 学長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に会議を開くことができる。

### (運営)

第6条 教授会に議長を置く。

- 2 議長は、学部長がこれにあたり、会務を総理する。
- 3 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 4 教授会は、学部長が招集する。
- 5 教授会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。ただし、休職、海外出張または2ヶ月以上にわたる長期欠勤等のため教授会に出席できない者は、この定足数の計算には加えない。

- 6 教授会の議事は、出席者の過半数の同意により決する。
- 7 可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 8 教授会の開催日及び議題は、少なくとも開催日の3日前までに全員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

(議案の提案)

第7条 教授会の議案の提出は、学部長が行う。

- 2 構成員は、各学科の学科長を通じて、審議議案を学部長に要望することができる。

(意見の聴取)

第8条 教授会は、審議上必要と認めるときは、第3条の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第9条 教授会の運営上必要な場合には、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営については、教授会の議を経て、学部長が定める。
- 3 専門部会は、教授会から委任された事項を審議し、結果をできる限り速やかに議長に報告しなければならない。

(議事録)

第10条 議長は、教授会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席者のうちから議長が指名した2人以上の者が署名押印し、常にこれを事務局に備えて置かなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営について必要な細則は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規則の改廃は、教授会の意見を聴いて役員会が行う。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。